

高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 60 年高知県公安委員会規則第 1 号）の一部改正について

公開日 2015 年 12 月 28 日

1 規則等の題名

高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

2 根拠法令・条項

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 45 号）

高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和 59 年高知県条例第 24 号）

高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（平成 27 年高知県条例第 81 号）

3 規則等の制定日 - 平成 27 年 12 月 28 日（月曜日）

4 結果公示の日 - 平成 27 年 12 月 28 日

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成 7 年高知県条例第 45 号）第 38 条第 4 項第 8 号に該当

6 適用除外の理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の改正に伴い当然必要とされる規定の整理及び用語の改正であり、第 8 号の軽微な変更該当し、適用除外とした。

7 規則等の概要

風営法条例規則改正

別添のとおり

風営法施行規則（新旧対照表）

別添のとおり

8 担当課・連絡先

担当者：高知県警察本部生活安全部生活安全企画課

住所：高知市丸ノ内二丁目 4 番 30 号

電話番号：088 - 826 - 0110（内線 3022、3025）

## 公安委員会規則

高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月 日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

### 高知県公安委員会規則第 号

#### 高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年高知県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「施行について」を「施行に関し」に改める。

第2条の見出し中「医師」を「診断を行う医師」に改め、同条第2項中「、指定」を「、当該指定」に改め、同条第3項中「公安委員会」を「高知県公安委員会」に、「医師を指定したときは、」を「指定をしたときは、当該診断を行う医師の氏名その他必要な事項を」に改める。

第3条中「に規定する高知県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）」を「の公安委員会規則」に、「に掲げる」を「に定める」に改める。

第4条中「第2条第2号に規定する」を「第2条第2号の」に、「に掲げる」を「に定める」に改める。

第5条の見出しを「（風俗営業の営業所の地域規制の適用除外）」に改め、同条中「第4条第2項に規定する」を「第4条第2項の」に、「営業は」を「風俗営業は」に、「第2条第1項第7号に規定する」を「第2条第1項第4号の」に、「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第5号」に改める。

第6条中「第7条第2項第6号に規定する」を「第7条第2項第6号の」に改め、同条第1号中「法第2条第6項第5号に規定する性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第4条各号に掲げる物品その他これらに類する」に改める。

第7条中「第10条第2号に規定する」を「第10条第2号の」に、「に掲げる」を「に定める」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則  
(抜粋)

高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則  
(抜粋)

本則

本則

(趣旨)

第1条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)及び高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年高知県条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第1条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)及び高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年高知県条例第24号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(診断を行う医師の指定)

第2条 略

- 2 前項の指定の任期は、当該指定の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 高知県公安委員会は、第1項の指定をしたときは、当該診断を行う医師の氏名その他必要な事項を告示するものとする。

(医師の指定)

第2条 略

- 2 前項の指定の任期は、指定の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 公安委員会は、第1項の医師を指定したときは、告示するものとする。

(第一種地域の指定)

第3条 条例第2条第1号の公安委員会規則で定める地域は、別表第1に定める地域とする。

(第一種地域の指定)

第3条 条例第2条第1号に規定する高知県公安委員会規則(以下「公安委員会規則」という。)で定める地域は、別表第1に掲げる地域とする。

(第二種地域の指定)

第4条 条例第2条第2号の公安委員会規則で定める地域は、別表第2に定める地域とする。

(第二種地域の指定)

第4条 条例第2条第2号に規定する公安委員会規則で定める地域は、別表第2に掲げる地域とする。

(風俗営業の営業所の地域規制の適用除外)

第5条 条例第4条第2項の公安委員会規則で定める風俗営業は、習俗的行事その他の特別な催しの行われる期間中、当該催しの行われる場所及

(営業所設置の地域規制を除外する営業)

第5条 条例第4条第2項に規定する公安委員会規則で定める営業は、習俗的行事その他の特別な催しの行われる期間中、当該催しの行われる場

びその周辺において、露店等を設けて、法第2条第1項第4号の営業のうち射的、輪投げその他これらに類する遊技をさせるもの又は法第2条第1項第5号に規定する遊技をさせる営業とする。

(賞品の種類の制限)

第6条 条例第7条第2項第6号の公安委員会規則で定める賞品の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 性的好奇心をそそる物品(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第4条各号に掲げる物品その他これらに類する物品をいう。))

(2) 略

(店舗型性風俗特殊営業の禁止地域)

第7条 条例第10条第2号の公安委員会規則で定める地域は、自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1号に規定する自然公園の地域及び別表第3に定める地域とする。

所及びその周辺において、露店等を設けて、法第2条第1項第7号に規定する営業のうち射的、輪投げその他これらに類する遊技をさせるもの又は法第2条第1項第8号に規定する遊技をさせる営業とする。

(賞品の種類の制限)

第6条 条例第7条第2項第6号に規定する公安委員会規則で定める賞品の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 性的好奇心をそそる物品(法第2条第6項第5号に規定する性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品をいう。))

(2) 略

(店舗型性風俗特殊営業の禁止地域)

第7条 条例第10条第2号に規定する公安委員会規則で定める地域は、自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1号に規定する自然公園の地域及び別表第3に掲げる地域とする。